

自然災害時における対応について（再改訂版）

向暑の候 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝いたしております。

さて、4月に配布しました「自然災害における対応について」におきまして、下記の★の箇所を追記しましたので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

記

1 台風の接近に伴う警報（暴風・大雨・洪水）が発表されている場合

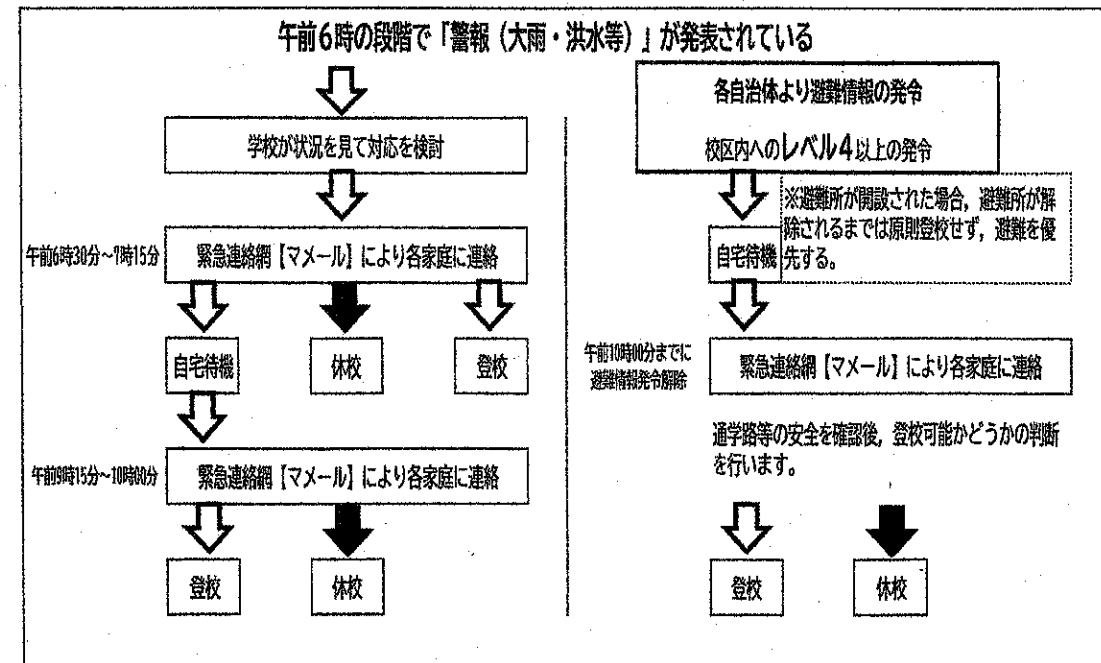
- (1) 午前6時の段階で「警報（暴風・大雨・洪水）」がひとつでも発表されている場合は、自宅待機をしてください。
- (2) 「警報」が解除されたら、安全を確認の上登校してください。
- (3) 午前10時まで「警報」が解除されない場合は、「臨時休校」とします。

※台風に伴う警報対応については、市域に「暴風警報」が発令されている場合、広島市すべての公立学校が同様の対応をとることになっていますが、「暴風警報」以外の警報発表時については、各学校で判断するようになっています。本校は、学校裏の斜面が土砂災害警戒区域となっており、また、河川が通学路にあることから、「大雨・洪水警報」が発令されている場合も、上記の通りの対応をとります。

★令和4年3月24日から、気象、高潮及び波浪に係る特別警報・警報・注意報並びに洪水に係る警報・注意報について「区」ごとに発表されることになっていますので、下記の～部分のように「安佐南区」を追記しました。

2 安佐南区に大雨・洪水等の警報が発表されている場合

※台風接近を伴わない場合



※自宅周辺の状況により、危険と判断された場合は、無理に登校させないでください。
その場合、必ず学校に連絡をしてください。

3 避難指示が出ている場合 ※変更項目

地域に自治体から発表される避難情報のうち、「避難指示」が出ている場合、自宅もしくは避難場所に速やかに避難をしてください。各避難情報が解除されましたら、安全を確認した上で、待機してください。（登校の有無は学校からメール等にて連絡をします）※令和3年5月20日から「避難勧告」は廃止され、「避難指示」で必ず避難となりました。

4 広島市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合

すべての幼稚園・小・中・高等学校において、①及び②の対応とする。

① 臨時休校について

校種	申し合わせ事項
幼稚園 小・中学校 高等学校(全日制) 特別支援学校	・17時から24時までに発生した場合には、翌日を一斉臨時休校とする。 ・0時から8時30分までに発生した場合には、当日を一斉臨時休校にする。
高等学校(定時制)	各学校の取り決めによる。

② 幼児・児童・生徒の下校について

「登校中に地震が発生し学校に登校した場合」、「在校中に発生した場合」、「下校中に地震が発生し学校に戻ってきた場合」は、下記のとおりとする。

校種	申し合わせ事項
幼稚園 小・中学校	保護者が引き取りに来るまで、幼児・児童・生徒を学校・園等所定の避難場所に待機させる。 引き取り開始時刻は、各学校・園で定める。
高等学校(全日制)	原則として、保護者が引き取りに来るまで、生徒を学校に待機させる。 引き取り開始時刻は、各学校で定める。(方法は、各学校と保護者で協議する。)
高等学校(定時制)	各学校の取り決めによる。
特別支援学校	保護者が引き取りに来るまで、児童・生徒を学校等所定の避難場所に待機させる。 引き取り開始時刻は、学校で定める。

5 給食の扱い（非常災害のため、休校及び昼食をとらずに下校する場合）

給食は、当日の変更ができませんので、学校の方で処分させていただきたいと思います。緊急やむを得ない事情をご理解のうえ、ご了承くださいますようお願いいたします。

6 その他

- 緊急連絡網【メール】に登録されていない方への対応は、各学級で事前にお知らせします。
- 緊急連絡については、上記1～3の対応を原則としますが、必要に応じて緊急連絡網【メール】、及び、ホームページにより情報提供を行います。